

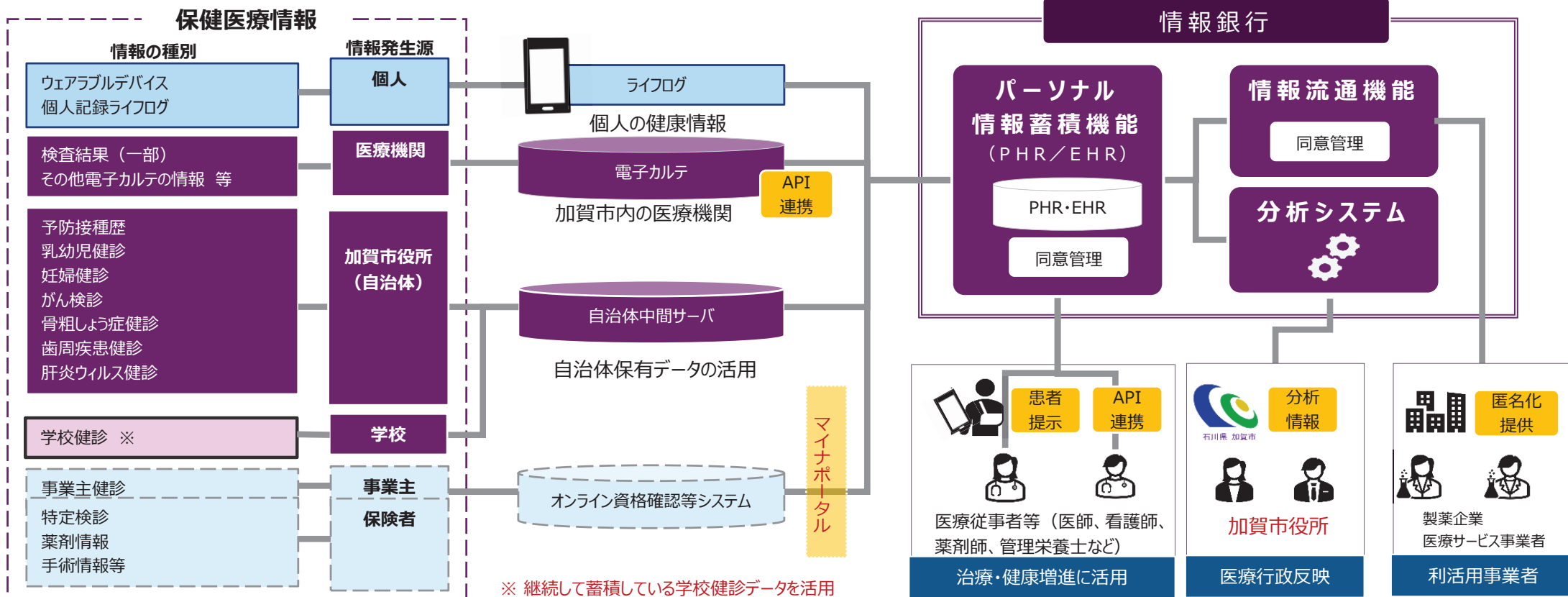
「医療版」情報銀行の制度構築

加賀市

「医療版」情報銀行を核とした先端的な健康医療サービス

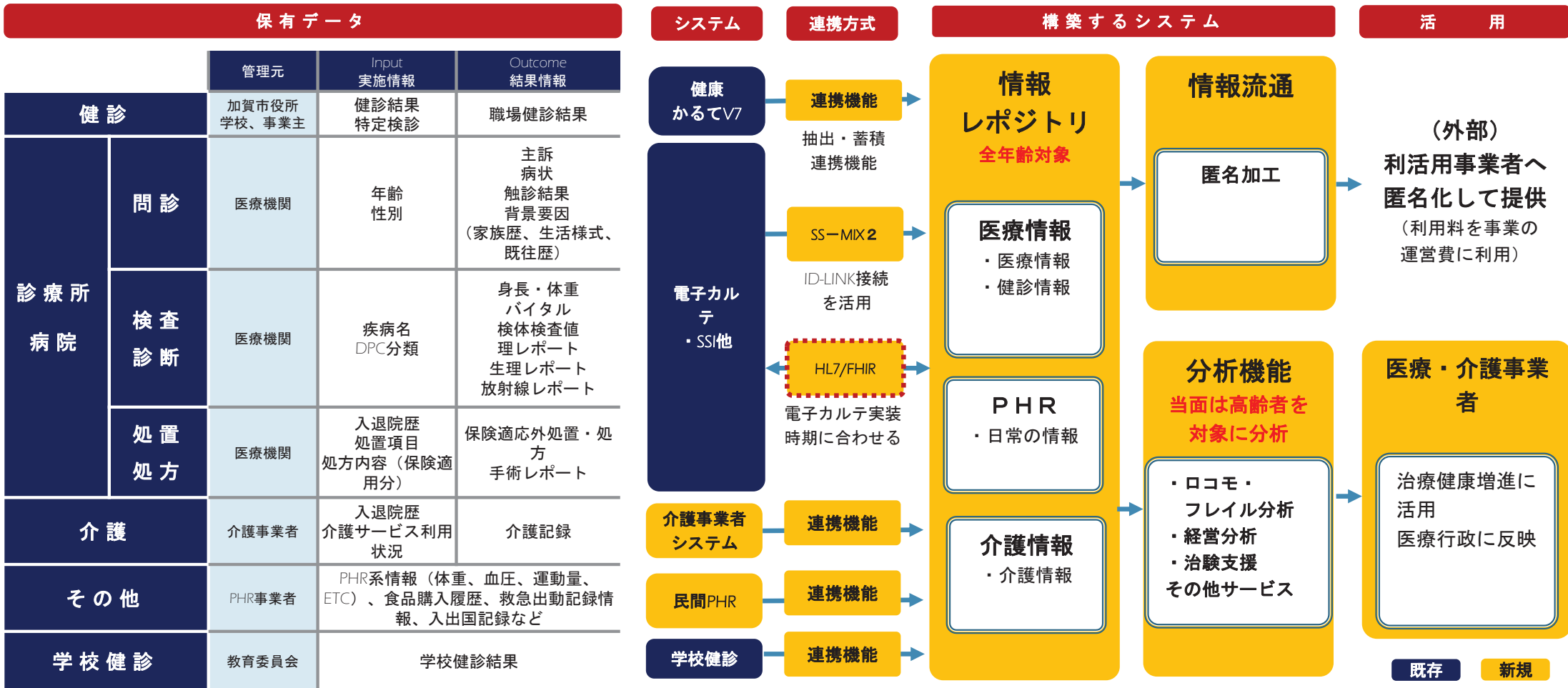
目的

「医療版」情報銀行に蓄積された健康医療情報を元にした**市の政策への反映**と、データに基づいた個人への**健康改善指導**を行い、ロコモ・フレイル対策を高度化。



「医療版」情報銀行のシステム構成（想定）

・加賀市及び加賀市内の医療機関・介護施設で保有している健康医療情報の集約の流れについて記載。



「医療版」情報銀行のデータ活用・分析機能（想定）

・蓄積されたデータの分析は次の利用を想定。

医療情報の保護

0次利用

診療結果データの
遠隔バックアップ

災害時の代替運用



遠隔バックアップと
非常時の代替手段

データ共有と利活用

1次利用： 臨床データ共有

・市民自身の医療情報参照

- ・ 検診・健診情報把握による意識改善
- ・ 処方箋情報の把握
- ・ 電子カルテ（告知済疾病名、アレルギーなど）
- ・ 高齢者の健康情報を家族と共有
- ・ 健康状況の個人別の分析と指導（検討中）

・共同診療のための医療機関の情報共有

患者を中心とした医療・介護の情報共有

リスクと指導を
フィードバック

PHR(患者自身の照会)



個人の健康
状態分析



医療機関間の病歴閲覧

2次利用： データ利活用

- ・ **高齢者向け政策(高齢者福祉施策、介護保険事業計画)、健康増進施策に反映**
- ・ 市保有データと組み合わせた分析
 - ・ 過去の健診データ等
- ・ 匿名化された医療情報の分析

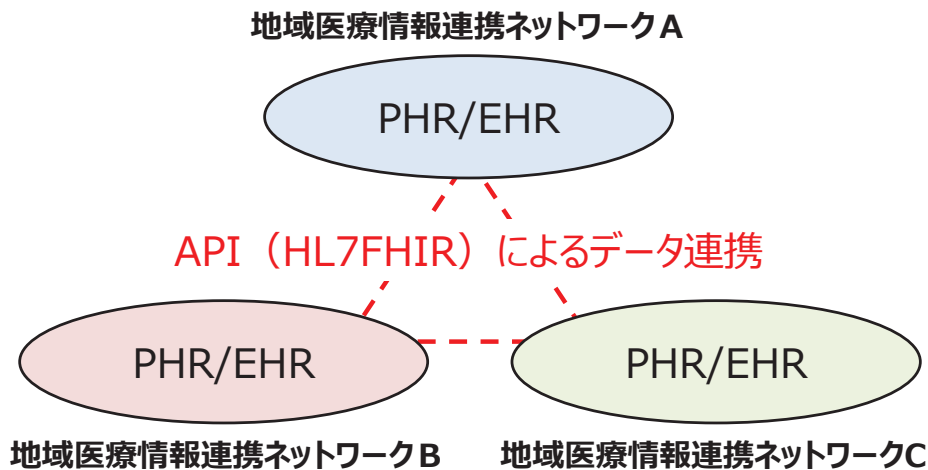
データ分析に基づいた健康増進策
(ロコモ・フレイル対策)の立案

デジタル田園健康特区の取組内容（健康医療情報の連携）

令和4年3月4日 第3回スーパーシティ
専門調査会 資料2から抜粋

- HL7FHIRの実装等により、**健康医療情報の自治体を超えたデータ連携**を推進し、相互運用性を確保する。これにより、PHRを介して個人の健康増進の取組を支援するほか、**匿名加工情報の二次利用**を可能とし、高齢者のロコモ・フレイル対策としての**先端リハビリ機器・プログラム開発**を促進する。
- フレイル・ロコモ対策に関する診療科を有する**医療機関のAPI連携**により、本人同意の下での**健康医療情報の患者本人やその家族による一元管理**を可能とする（「医療版」情報銀行制度の構築）。

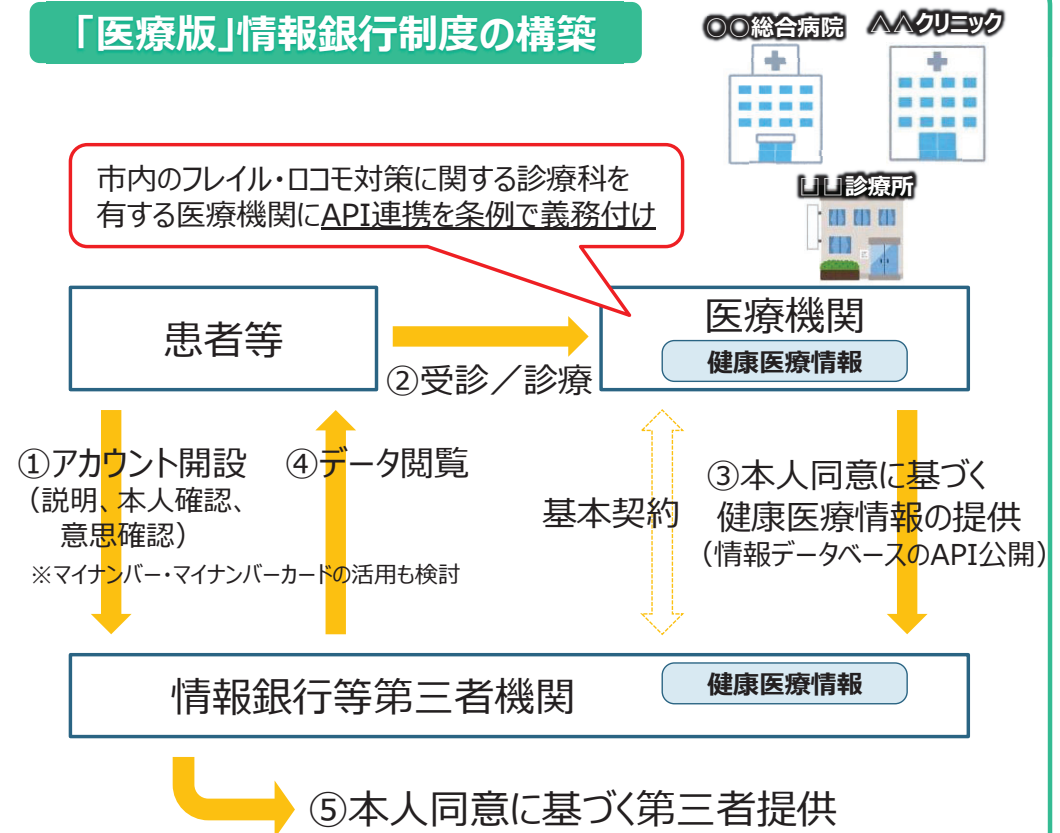
健康医療情報の自治体を超えたデータ連携



※HL7FHIR : Health Level 7 Fast Healthcare Interoperability Resource。医療情報交換のための実装しやすい新しい標準規格として海外で注目されているもの。

- 併せて、下記についても連携して検討。
 - ・ PHRに係る患者本人に対する同意手続のあり方
 - ・ 患者へのID付与（地域ID、マイナンバー活用）のあり方 等

「医療版」情報銀行制度の構築



「医療版」情報銀行関係のシステム構築状況

- 地方創生推進交付金について、デジタル田園健康特区の指定以前に下記の事業スケジュールで申請・採択（R4-R8年度）。

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
総事業規模	5,000千円	95,000千円	22,000千円	25,000千円	10,000千円
国費充当額	2,500千円	42,500千円	11,000千円	12,500千円	5,000千円
事業内容	システム構築のための調査・検討 ・収集する電子カルテ情報（EHR）やPHR情報の定義づけ ・市内の各医療機関が有するカルテ情報の整理 等	医療現場における実証開始 ・ <u>加賀市医療センター</u> に導入	連携する医療機関の拡大 ・加賀市医療センター以外にも拡大（電子カルテ導入医療機関で <u>5機関拡大</u> ）	連携する医療機関の更なる拡大 ・加賀市医療センター以外にも拡大（電子カルテ導入医療機関で中規模なものに <u>7機関拡大</u> ）	利便性向上、普及促進等
※申請時点（R4.1.25）のスケジュールのままでは、 <u>データ連携が行われる医療機関が13機関</u> に留まる。					

- 今回の特区指定を受けて、構築スケジュールの前倒しや対象医療機関の拡大等を行う方向で調整中。一方で、対象医療機関の電子カルテ情報のHL7・FHIR対応には別途の検討が必要。

「医療版」情報銀行の構築に関する規制・制度改革

(1) 「医療版」情報銀行への健康医療情報の提供（データベースのAPIの公開）

加賀市内の特定の医療機関に対し、フレイル・ロコモ対策に係る健康医療情報について、患者の同意を得て情報銀行に提供するため、健康医療情報のデータベースのAPIの公開を条例で義務付ける。

- ・条例で対象とする具体的な医療機関は、加賀市内のフレイル予防、ロコモ対策に関連する内科及び整形外科を有する医療機関とする予定。
- ・加賀市の中核医療機関である加賀市医療センター、加賀市の医師会に相談したところ、加賀市の医師会長より協力を得る必要がある医療機関として、24機関の推薦があった（次ページ）。

(2) 健康医療情報の取扱いルールの方策

医療版「情報銀行」を運用する為には、医療機関、情報銀行、自治体等の間における健康医療情報の取扱いルールの方策が必要となるため、加賀市において、そのルールを先行して策定し、医療版「情報銀行」サービスを実装した上で、国全体のルールへの適用を図る。

※なお、現在の「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.1」において、対象とする「個人情報」には「要配慮個人情報」は含まないため、健康医療データは限定的な取扱いとなっている。また、同指針では、将来的な取扱いを目指して検討はされているものの、現時点では、健康医療分野において情報連携基盤を担う事業者への規律は定められていない。

条例で対象とする医療機関における電子カルテの導入状況

医療機関名	病床数	電子カルテの導入状況	
		あり(○)・なし(×)	システムベンダー
加賀市医療センター	300	○	ソフトウェア・サービス
石川病院	240	○	
久藤病院	199	○	
加賀こころの病院	184	○	
板谷医院(内科、整形外科等)	19	○	キャノン
山中温泉ぬくもり診療所(内科、整形外科等)	0	○	
箱宮クリニック(内科等)	0	○	ダイナミクス
松下内科クリニック(内科等)	0	○	キャノン
加賀たちばな元気クリニック(内科等)	0	○	ビー・エム・エル
上田医院(内科等)	0	○	ラボテック
ちよし町クリニック(内科)	0	○	パナソニック
動橋診療所(内科等)	0	○	
河村医院(内科等)	0	○	
近藤医院(内科等)	0	○	
橋本医院(内科等)	0	○	パナソニック
太陽けんこうクリニック(内科等)	0	○	
のぞきクリニック(整形外科等)	0	○	AI・クリニック
うわだな小児科	0	○	
もり眼科クリニック	0	○	パナソニック
いじり眼科	0	○	ビーライン
加賀温泉駅前こころクリニック(心療内科等)	0	○	
池本整形外科(整形外科等)	0	(検討中)	
吉田医院(内科等)	0	×	
竹下耳鼻咽喉科医院	0	×	

「医療版」情報銀行構想の条例のイメージ

(定義)

第1条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **特定医療機関** 加賀市内においてフレイル予防又はロコモ対策に関連する診療科を有する医療機関のうち、加賀市長が指定するものをいう。
- 二 **特定健康医療情報** 特定医療機関が保有する健康医療情報（フレイル予防又はロコモ対策に関するものに限る。）をいう。
- 三 **患者等** 患者及びその法定代理人をいう。
- 四 **医療版情報銀行事業** 患者等の委託を受けて、特定医療機関が保有する特定健康医療情報を電子情報処理組織を使用する方法により取得、保管及び加工し、当該患者等に提供（他の者を介して提供することを含む。）する業務をいう。
- 五 **医療版情報銀行事業者** 前号の業務を行う事業者であって、加賀市の認定を受けたものをいう。

(特定医療機関の義務)

第2条 **特定医療機関は、特定健康医療情報についてデータベースを作成し、医療版情報銀行事業者が医療版情報銀行業を行えるよう加賀市長が指定する体制を整備しなければならない。**

第3条 特定医療機関と情報銀行との間での円滑なデータ連携を確保するため、**特定医療機関はデータ連携基本方針を策定し、これに反しない医療版情報銀行事業者の求めに応じて特定健康医療情報を提供しなければならない。**

(特定医療機関による不合理な差別防止)

第4条 **特定医療機関は、情報銀行に対して特定健康医療情報を提供するに当たり、データ連携基本方針に定めがある事項を除き不当に差別的な取扱いを行うてはならない。**

(情報銀行の責務)

第5条 **情報銀行は、特定健康医療情報を取り扱うに当たっては、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。**

- 2 **情報銀行は、特定健康医療情報について、患者等との間で締結する委託契約において定められた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。**
- 3 前項に関し必要な事項は、加賀市長が別途指定するものとする。
- 4 前項の指定に当たり、加賀市長は、情報信託機能の認定に係る指針の最新版その他医療分野における適切な情報管理に必要な事項を定めた法令等を参照するものとする。

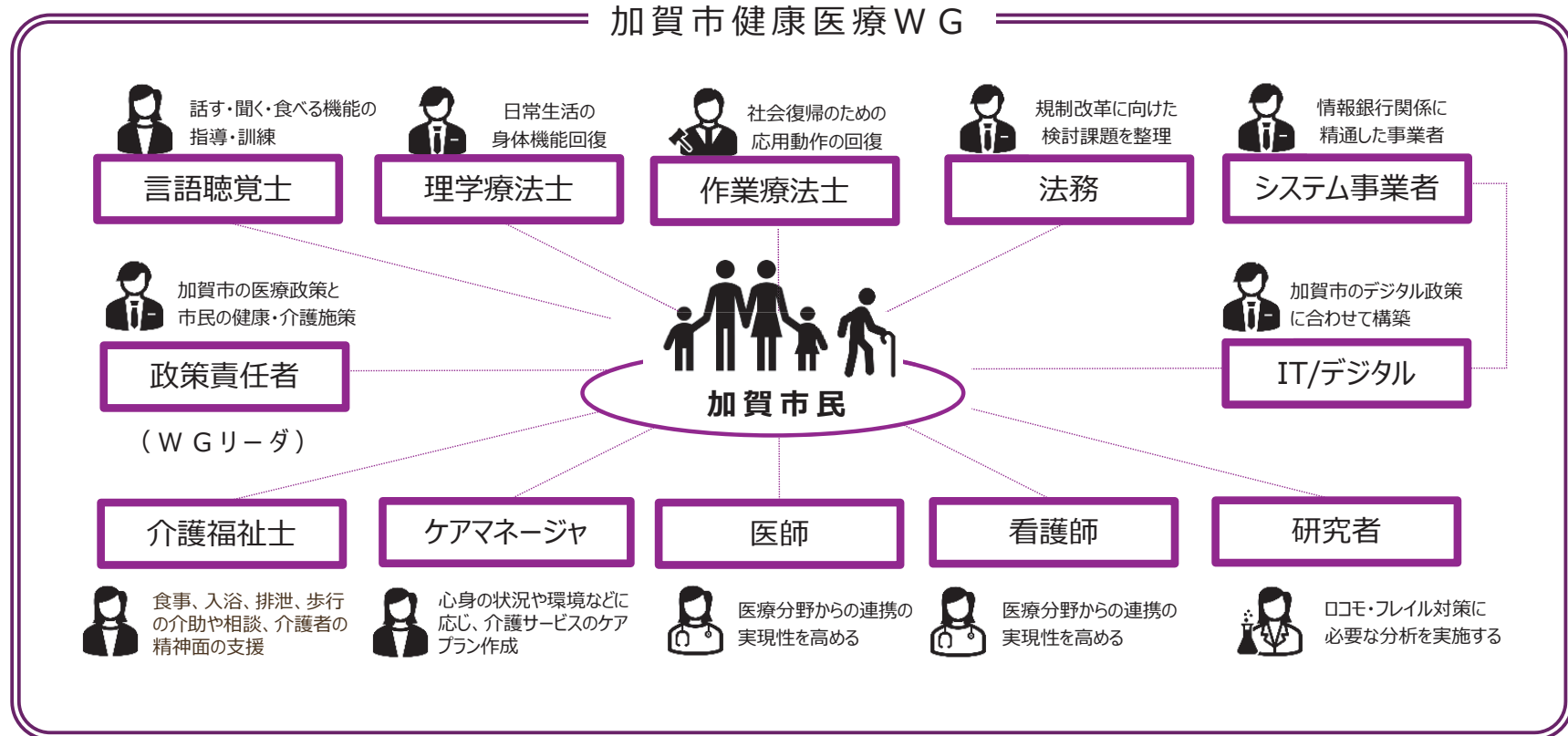
(情報銀行の従業員等の責務)

第6条 情報銀行に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た特定健康情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

ステークホルダーとの合意形成に向けた準備

市民の健康対策の要件をケアカンファレンスのメンバー中心に整理 → 加賀市健康医療WG

「医療機関へのAPI義務化」に加え、必要な要件について確認を実施中



令和4年度のスケジュール（想定）

